

行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、行政財産の目的外使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 行政財産の目的外使用（以下「目的外使用」という。）は、次の各号の一に掲げる場合に限り、許可することができる。

- (1) 直接または間接に市の事務事業の便宜となる時、または当該行政財産の機能を増進すると認めるとき。
- (2) 国、地方公共団体または公共的団体が市の事務事業に関連のある事項を処理するための施設の用に供するとき。
- (3) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため特に必要と認められるとき。
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(許可の申請)

第3条 目的外使用の許可を受けようとする場合の申請書は別記第1号様式に、目的外使用の許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとする場合の申請書は別記第1号様式の2によらなければならない。ただし、これらの様式により難しい場合には、これらの様式に準ずる様式によることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請書に当該行政財産の使用の態様、方法等の説明書を添付させるものとする。

(使用料の減免)

第3条の2 函館市財産条例第3条第3項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、別記第2号様式の使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(許可書)

第4条 目的外使用の許可をする場合に交付する許可書は別記第3号様

式に、当該許可を受けた事項を変更する場合に交付する許可書は別記第3号様式の2によるものとする。ただし、これらの様式により難しい場合には、これらの様式に準ずる様式によることができる。

(使用期間の更新)

第5条 現に許可を受けて使用している行政財産の使用期間を更新する場合における更新後の使用期間は、当該更新の時から1年以内とする。ただし、函館市財産条施行規則（昭和39年函館市規則第5号）第9条第3号に規定する場合は5年以内とする。

2 前項の更新に係る申請書の提出は、現に受けている許可の使用期間の満了の日の1月前までにしなければならない。ただし、現に受けている許可の使用期間が1月未満である場合においては、この限りでない。

3 公募により自動販売機（以下「自販機」という。）の設置者を決定し、その自販機の設置について目的外使用を許可された者が、第1項の更新にかかる申請書を提出する場合は、前項の規定にかかわらず、現に受けている許可の使用期間の満了の日の3月前までにしなければならない。

(使用料の日割計算)

第6条 使用期間が1月に満たない場合における当該行政財産のその月の使用料の計算は、その月の実日数に対する当該行政財産の使用日数の割合によるものとする。

(使用料の端数処理)

第7条 使用料の月額を算定する場合において、その確定金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

行政財産使用許可申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所（法人にあっては、事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、その名称および
代表者の氏名）

次のとおり行政財産の使用の許可を受けたいので申請します。

使用する財産の名称 および所在地	名 称	
	所 在 地	函館市 町 丁目 番
使用面積（数量）		
使 用 の 目 的		
使 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
その他参考となる 事項（図面等）		

行政財産使用変更許可申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所（法人にあつては、事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称および
代表者の氏名）

年 月 日付けで許可を受けた行政財産の使用について次のとおり
内容の変更の許可を受けたいので申請します。

使用する財産の名称 および所在地	名 称	
	所 在 地	函館市 町 丁目 番
許可を受けた事項の 変更を行う内容		
変 更 の 理 由		
その他参考となる 事項（図面等）		

使用料減免申請書

使用する財産の名称	名 称	
および所在地	所 在 地	函館市 町 丁目 番
使用面積（数量）		
使 用 目 的		
減免を受けようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで
減 免 理 由		
上記のとおり使用料の 減額・免除 を受けたいので申請します。 年 月 日 住 所 申 請 者 氏 名 函 館 市 長 様		

備 考

- 1 減免理由は具体的に記入すること。
- 2 必要に応じ関係資料を添付すること。
- 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

別記第3号様式（第4条関係）

行政財産使用許可書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、
次のとおり許可します。

記

（使用財産の表示）

第1条 使用を許可する財産は、次のとおりとする。

名 称

所 在 地 函館市 町 丁目 番

使用面積（数量）

使用部分 別添図面のとおり

（使用の目的）

第2条 前条の財産の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、
使用を許可された財産（以下「使用財産」という。）を次の目的により
使用しなければならない。

目 的

（使用の期間）

第3条 使用の期間は、年 月 日から

年 月 日までとする。

ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用を許可された
期間の満了の日の1月前までに、申請書を提出しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、月額 円とし、市長の発行する納入通知書により、指定の期日までに納入しなければならない。

(光熱水費等の負担)

第5条 使用者は、使用財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

(管理の義務等)

第6条 使用者は、使用財産を常に善良なる管理者の注意をもって維持管理保存しなければならない。

- 2 使用者は、使用財産の使用の権利を他に譲渡し、転貸し、または担保に供してはならない。
- 3 使用者は、使用財産について改修、模様替えその他形質の変更をしようとするときは、事前に書面をもって市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(使用許可の取消しまたは変更)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用財産の使用の許可の全部または一部の取消しまたは変更をすることができる。

- (1) 使用財産を公用または公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可の条件に違反したとき。

(許可の取消しによる損失の取扱い)

第8条 前条の規定により許可が取消された場合においては、その取消しにより使用者に損失が生じても、市長は、その損失を補償しないものとする。

(原状回復)

第9条 使用者は、第7条の規定により許可を取消されたとき、または使用期間が満了したときは、自己の負担で市長が指定する期日までに、使用財産を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 10 条 使用者は、その責めに帰する理由により使用財産の全部または一部を損傷し、汚損し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。使用者がこの許可書に定める義務の不履行により市に損害を与えたときも、同様とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 11 条 使用許可の取消しが行われた場合において、使用者は、使用財産について支出した有益費、修繕費等の必要経費およびその他の費用を市に請求することができない。

(実地調査等)

第 12 条 市長は、使用財産について随時に実地調査し、資料の提出または報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 13 条 この許可書に定める許可の条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによるものとする。

(その他)

第 14 条 この許可書に定めるもののほか必要な事項については、函館市財産条例および函館市財産条例施行規則の定めるところによる。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分

があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※参考：電柱，電線，変圧塔などの設置に係る許可または貸付であって，その料金について函館市財産条例施行規則第10条第2項の規定に基づき函館市道路占用料徴収条例の規定を準用するものの使用料の条項（※なお，PHS・携帯電話基地局に係るもので面積により使用料を算定するもの（許可期間は1年以内）や建物に設置するもの（使用料の変更がない）は除かれる。）

（使用料）

- 第4条 年度における使用料は 円とし， 年度から年度までにおける使用料は，使用の年度ごとに，それぞれの年度の4月1日時点において函館市道路占用料徴収条例（昭和45年函館市条例第26号）別表の規定により算定される額とする。この場合において，当該年度の使用料が前年度の使用料と異なることとなるときは，あらかじめその旨および使用料を使用者に通知するものとする。
- 2 使用料は，年度ごとに，市長の発行する納入通知書により，指定の期日までに納入しなければならない。

別記第3号様式の2（第4条関係）

行政財産使用変更許可書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで使用を許可した行政財産使用許可（以下「原許可」という。）の一部を次のとおり変更します。

記

1 （変更内容の記載）

（例）

原許可第3条中

「使用の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。」
を

「使用の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。」
に変更する。

2 変更年月日 年 月 日

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。